

第2号議案 高P連表彰規程の制定及び内規の改正について

1 提案理由

- (1) 表彰の趣旨は、単位PTA会長、高P連役員が退任した時に、感謝とお礼の意味を込めて表彰する。
- (2) これまで大きな問題はないが、表彰内規と実際との相違、内規の解釈を明確化するために改正をする。また、全国的に表彰規程という名称を使っているため、現在の内規の内容を表彰規程とし、補足を表彰内規とする。

新	旧
<p>表彰規程</p> <p>第1条 (目 的) この規程は、静岡県公立高等学校PTA連合会(以下、本会という。)及び単位PTAの事業推進に顕著な功績が認められる個人を表彰することについて必要な事項を定める。</p> <p>第2条 (選考基準) 被表彰者の選考に当たっては、以下の基準による。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 単位PTA会長退任者 (2) 本会役員退任者 (3) 本会事務局職員退任者(既往5年以上従事) (4) その他PTA活動に功績のあった者 <p>第3条 (推 薦 者) 被表彰候補者の推薦については、単位PTAの会長または校長、本会理事会が推薦するものとする。</p> <p>第4条 (推薦期限) 被表彰候補者の推薦は指定した期日を期限とする。</p> <p>第5条 (選 考) 被表彰者の選考は被表彰者選考委員会において行う。選考委員は本会会長を委員長とし、本会副会長及び理事若干名、静岡県教育委員会社会教育課長、静岡県高等学校長協会会長とする。</p> <p>(表彰方法) 表彰は被表彰者に感謝状及び記念品を贈呈する。</p> <p>第6条 (表彰方法) <ol style="list-style-type: none"> (1) 表彰は総会の際に行う。 (2) 第2条1～3項については、感謝状を授与し記念品を贈呈する。 (3) 第2条4項については、表彰状または感謝状を授与し記念品を贈呈する。 </p>	<p>第1条 (期 日) 表彰は毎年総会の際行う。</p> <p>第2条 (対 象) 本会の発展に貢献された個人ならびに団体を表彰する。</p> <p>第3条 (推 薦 者) 被表彰候補者の推薦については、単位PTAの会長または学校長が推薦するものとする。</p> <p>第4条 (表彰方法) 表彰は被表彰者に表彰状または感謝状を贈呈する。</p> <p>第5条 (選 考) 被表彰者の選考は選考委員会において行う。選考委員は会長、副会長、理事若干名、社会教育課長、校長協会会長とする。</p> <p>第6条 (候補者の資格) 被表彰候補者は、本会の役員として、あるいは単位PTA会長として功績顕著であった者であることを原則とする。ただし、在任中の者は除外する。</p> <p>第7条 (選考の基準) 被表彰者の選考に当たっては、下記の基準による。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 全国高等学校PTA連合会の表彰規程に準ずる。 (2) 退会後3年以上経過した者については除外する。 <p>第8条 (推薦期限) 被表彰者の推薦は毎年5月15日を期限とする。</p>
<p>表彰内規</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 過去の受賞者でも、別の学校で会長に就任した場合、また、同一校でも通年ではなく、再度会長に就任した場合は該当者とみなす。 2 単位PTA会長が職務を執行できない場合、第2条4項により、校長は会長の職務を代行した者を推薦することができる。 3 全国高等学校PTA連合会会長表彰の候補者及び候補団体については、本部役員会において選考し、全国高等学校PTA連合会に推薦する。 4 優良PTA文部科学大臣表彰の候補者及び候補団体については、本部役員会において選考し、静岡県教育委員会に推薦する。 	